

吉備町・金屋町・清水町合併協議会委員等の報酬及び 費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき、吉備町・金屋町・清水町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、監事及び委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額5,800円とする。ただし、地方公共団体の長、助役、その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員が会議に出席したときは、その費用弁償として次に定める額を支給する。ただし、地方公共団体の長、助役、その他の常勤職員については、これを支給しない。

(1) 会議開催地である町選出の委員 無支給

(2) 会議開催地以外の町選出の委員 日額1,000円

2 協議会の委員が、協議会の職務を行うために吉備町、金屋町及び清水町以外の区域に出張したときは、会長の属する町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。